

# 山梨県公報

第二千六十号

平成二十二年

七月二十六日

月 曜 日

## 目次

### 告示

土地収用事業の認定……………

四五五

### 公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………

四五六

## 告示

### 山梨県告示第二千四十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十二年七月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 起業者の名称

社会福祉法人わかば福祉会

#### 二 事業の種類

わかば保育園移転新築事業及びこれに伴う附帯工事

#### 三 起業地

1 収用の部分 笛吹市石和町小石和字神明地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

わかば保育園移転新築事業及びこれに伴う附帯工事(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業」に関する事業及び法第三十五号に掲げる「事業のために欠くことができない通路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

#### 2 法第二十条第二号要件

社会福祉法人わかば福祉会(以下「起業者」という。)は、本件事業の実施に当たり、既に理事会の承認を受けるとともに、笛吹市から私立保育所緊急整備事業費補助金の交付決定を受けていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

#### 3 法第二十条第三号要件

##### (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

厚生労働省が示した保育所保育指針(平成二十年三月二十八日厚生労働省告示第四百四十一号)によると、保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域のような社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保育者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うとしており、また、地域における子育て支援として「地域の子育ての拠点としての機能」「一時保育」を積極的に行うよう努めることとしている。

こうした中、わかば保育園では、これまでの〇歳児から三歳児を対象とした保育事業に加え、保育対象年齢を六歳まで延長するとともに、新たな取り組みとして、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業も併せて実施することを計画した。

しかしながら、現在の園舎は、老朽化が進むとともにスペースが不足しているため、施設規模を拡張する必要があるが、現在の敷地周辺においては、これ以上の用地確保が困難なことから移転新築することとしたものである。

また、本件事業の附帯工事は、笛吹市との協議に基づき、市道の一部を拡幅(幅員確保)するものである。

本件事業が完成すると、園児の生活環境の改善が図られるとともに、保育年齢の拡大、地域子育て支援事業及び一時預かり事業の実施が可能となり、共働き世代、子育て家庭への支援の充実が図られるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

##### (二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動等が考えられることから、起業者は、工事に際しては騒音・振動対策が施せる機種を

選定するとともに、周囲に囲いを施すこととしている。

また、交通誘導員を配置するなど、安全対策を実施することとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)の得られる公共の利益と(二)の失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)のとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在の園舎は、昭和四十九年に建設された木造建物であり、建設以来三十六年が経過し老朽化が進み、耐震性や設備不備の問題が発生しているとともに、保育室、園庭等のスペースが不足し、生活環境の悪化といった問題も生じている。また、起業者は、保育所保育指針に沿った取り組みとして地域における子育て支援事業に取り組むこととしている。

これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、新たに開設する保育園の定員等を考慮し必要な面積を算定したものである。また、附帯事業による道路計画については、笛吹市宅地開発及び建築指導要綱技術基準によるものであり、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足

すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。  
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
笛吹市保健福祉部保育課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年七月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人地域生活支援システム研究会 パンジー

2 代表者の氏名 角間裕美

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町上河東六百九十九番地七

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県に住む障害児（者）に対して、生まれ育った地域の中で明るく楽しく、豊かな安定した暮らしが出来るように、地域生活支援に関する事業を行う。また、障害児（者）のライフサイクルを考え、障害児（者）と地域住民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年七月十四日から同年九月十三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年七月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 Smile住宅安心ネットワーク

2 代表者の氏名 市川三千雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市西南湖四千八十七番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、少子高齢化社会における地域社会、街並み、住まい等の環境の保全に関する事業及び福祉に関する事業を行い、高齢者、心身障害者等社会的弱者をはじめとして、それらを含むすべての人々が人間としての尊厳を保たれ、また自己実現に向けて心身ともにいきいきと生活できる地域社会作りと社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年七月十四日から同年九月十三日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番